

# FUJIFILM SUPER CUP 2024 試合実施要項

## 第1条〔趣旨〕

本実施要項は、Jリーグ規約（以下「規約」という）第40条第1項第8号に定める公式試合として、FUJIFILM SUPER CUP 2024（以下「本大会」という）の試合（以下「試合」という）の実施に関して定める。試合の実施に関して本要項に定めのない事項については「2024 明治安田J1・J2・J3リーグ戦試合実施要項」（以下「リーグ戦実施要項」という）を準用する。

## 第2条〔大会方式〕

- (1) 本大会は、2023 明治安田生命J1リーグ優勝クラブと天皇杯JFA第103回全日本サッカー選手権大会優勝クラブが対戦する。ただし、いずれも同一のクラブが優勝した場合、2023 明治安田生命J1リーグ2位のクラブが出場権を得るものとする。
- (2) 試合開催予定日の3日前の正午までに、試合開催日において第5条に定めるエントリー下限人数の要件を満たすことができないことが確定的であるとチェアマンが判断した場合であって、第5条第2項の定めに従いチェアマンが試合の実施を認めないときは、当該クラブは本大会の出場権を失う。なお、本項に該当する場合、規約第62条第2項の定めにかかわらず、次項の定めにより出場権を有するクラブが存在する限り、試合は中止されないものとする。
- (3) 前項により、第1項に定めるクラブが出場権を失った場合、2023 明治安田生命J1リーグ2位以下の最先順位のクラブ（出場権を失ったクラブを除く）が本大会に出場するものとする。また、その後、出場権を有するクラブが前項の定める場合に該当して本大会の出場権を失った場合、2023 明治安田生命J1リーグの3位以下の最先順位のクラブ（出場権を失ったクラブを除く）が順次、本大会の出場権を得るものとする。
- (4) 試合開催予定日の3日前の正午を超過した後、規約第62条第2項の定めに従い試合が中止された場合において、あらかじめ定められた順延開催日での試合の開催もできないときは、規約第63条および第64条の定めにかかわらず、試合の代替開催は行わず、本大会は成立しなかったものとみなす。

## 第3条〔試合の主催等〕

試合は、公益財団法人日本サッカー協会（以下「協会」という）およびJリーグが主催し、Jリーグが主管する。

## 第4条〔追加登録期限〕

2024年2月16日までに協会への選手登録およびJリーグ登録を完了した選手でなければ試合へ出場することはできない。

## 第5条〔エントリー〕

- (1) 規約第62条第2項第2号に定めるエントリー下限人数として、トップチーム登録、第2種トップ可および特別指定選手合計13名以上（ただし、ゴールキーパー登録の選手が1名以上、かつフィールドプレイヤーの選手が10名以上とする）をエントリーしなければならない。チームスタッフについてはエントリー必須人数の下限を設けない。なお、選手については18名、チームスタッフについては9名を1チームあたりのエントリー上限人数とする。
- (2) 前項の基準を満たさないチームが生じた場合であっても、基準を満たさないクラブが希望し、かつチェアマンが認めた場合に限り、エントリー下限人数に満たない人数で試合を実施することができるものとする。

## 第6条〔試合の勝敗の決定〕

- (1) 試合は、90分間（前後半各45分）で勝敗が決定しなかった場合、ペナルティーキック（以下「PK戦」という。なお、各チーム5人ずつ、決着がつかない場合6人目以降は1人ずつで勝敗が決定するまで行うものとする）により勝者を決定する。
- (2) 前項におけるPK戦に参加できる者は、後半終了時にピッチ内でプレーしていた選手のみとする。ただし、ゴールキーパーについては、負傷によりプレー続行不可能で、かつ後半戦終了までに選手交代が5名に達していない場合に限り、残りの交代要員と交代することができる。
- (3) 第1項におけるPK戦において使用するゴールは、主審によるコイントスにより決定する。ただし、主審は、グラウンド状態、安全等を考慮し、コイントスを行わずに使用するゴールを決定することができる。PK戦開始後は、安全上の理由またはゴールもしくはフィールドの表面が使用できなくなった場合に限り、主審は使用するゴールを変更することができる。

## 第7条〔順位の決定および表彰〕

- (1) 本大会における勝者を優勝、敗者を2位として、以下の通り賞金および記念品を授与する。
  - ① 優勝：賞金30,000,000円、スーパーカップ、メダル
  - ② 2位：賞金20,000,000円、メダル
- (2) 第2条第4項の定めに従い本大会が不成立となった場合、順位の決定および表彰は行わない。

## 第8条〔広告看板等の設置〕

試合においては、電光看板、90°システムシート等を使用する。なお、電光看板および90°システムシートのサイズおよび最大枚数は、リーグ戦実施要項に従うものとする。

## 第9条〔手当等〕

- (1) 審判員の手当て等は以下のとおりとする。  
手当て：

主審	副審・追加副審	第4の審判員	VAR	AVAR
120,000円	60,000円	20,000円	60,000円	30,000円

ただし、協会がプロフェッショナルレフェリーとして契約している者の手当では、上記の定めにかかわらず以下の通り一律とする。

プロフェッショナルレフェリーとして契約している主審：130,000円

プロフェッショナルレフェリーとして契約している副審：80,000円

交通費・宿泊費：Jリーグの「旅費規程」による。

(2) 緊急事態により審判員が交代した場合、試合が開始されなかった場合または試合が中止になった場合の手当て等の支払いは、次のとおりとする。

- ① 試合開始前に疾病、負傷その他の理由により審判員の職務を務められなかった場合または試合が開始されなかった場合、手当では支払わない。
- ② 試合途中の負傷等により交代した場合または試合が中止になった場合の手当での支払いは、次のとおりとする。

イ. 試合途中から手当の額の少ない職務についての場合、職務が果たせなくなった場合または試合が中止された場合はそれまでの職務に対して、規約第63条第3項第2号に基づき再開試合が行われる場合は当該再開試合に係る職務に対して、それぞれ次の手当を支払う

手当：

主審	副審・追加副審	第4の審判員	VAR	AVAR
70,000円	35,000円	10,000円	35,000円	20,000円

ただし、協会がプロフェッショナルレフェリーとして契約している者の手当では、上記の定めにかかわらず以下の通り一律とする。

プロフェッショナルレフェリーとして契約している主審：75,000円

プロフェッショナルレフェリーとして契約している副審：45,000円

ロ. 試合途中から、手当の額の多い職務についての場合、新たな職務に対して、前項に定めた手当を支払う

#### 第10条〔遠征経費〕

チームの遠征に要する交通費・宿泊費は、Jリーグ旅費規程第2条に基づきJリーグが負担する。

#### 第11条〔アクレディテーションカード（AD証）〕

本大会の試合については、Jリーグが別途発行するAD証により、スタジアムにおける通行可能エリアを指定する。

#### 第12条〔改正〕

本実施要項の改正は、理事会の承認により、これを行う。